

重要事項説明書

記入年月日	2023年7月1日
記入者名	吉川 卓次
所属・職名	専務理事

1 事業主体概要

名称	(ふりがな)せんなんせいかつきょうどうくみあい 泉南生活協同組合		
主たる事務所の所在地	〒 590-0523 大阪府泉南市信達岡中1489-10		
連絡先	電話番号／FAX番号	072-482-1516 / 072-482-1517	
	メールアドレス	minori@orangecoop.jp	
	ホームページアドレス	http:// www.orangecoop.jp	
代表者（職名／氏名）	代表理事 / 笠原 優		
設立年月日	1950年7月1日		
主な実施事業	※別添1（別の実施する介護サービス一覧表）		

2 有料老人ホーム事業の概要

(住まいの概要)

名称	(ふりがな)かいごつきじゅうたくみのりかいづか 介護付き住宅みのり貝塚		
届出・登録の区分	有料老人ホーム設置時の老人福祉法第29条第1項に規定する届出		
有料老人ホームの類型	介護付（一般型特定施設入居者生活介護を提供する場合）		
所在地	〒 597-0051 大阪府貝塚市王子1092番2		
主な利用交通手段	JR阪和線と泉橋本駅から徒歩15分		
連絡先	電話番号	072-432-0611	
	FAX番号	072-432-0655	
	ホームページアドレス	http:// www.orangecoop.jp	
管理者（職名／氏名）	施設長 / 藤田 志保		
有料老人ホーム事業開始日／届出受理日	2005年3月1日		2005年3月1日

(特定施設入居者生活介護の指定)

特定施設入居者生活介護 介護保険事業者番号	2771300833	所管している自治体名	貝塚市
特定施設入居者生活介護 指定日	平成 17年3月1日		
介護予防 特定施設入居者生活介護 介護保険事業者番号	277100833	所管している自治体名	貝塚市
介護予防 特定施設入居者生活介護 指定日	平成 18年4月1日		

3 建物概要

土地	権利形態	所有権	抵当権	あり	契約の自動更新	なし			
	賃貸借契約の期間	～							
	面積	1,758.3 m ²							
建物	権利形態	所有権	抵当権	あり	契約の自動更新	なし			
	賃貸借契約の期間	～							
	延床面積	1,886.6 m ² (うち有料老人ホーム部分			1,886.6 m ²)				
	竣工日	平成 17年3月1日			用途区分	有料老人ホーム			
	耐火構造	耐火建築物		その他の場合：					
	構造	その他		その他の場合： ALC造					
	階数	5 階		(地上 5 階、地階		階)			
	サ高住に登録している場合、登録基準への適合性								
居室の状況	総戸数	44 戸		届出又は登録（指定）をした室数			44室 ()		
	部屋タイプ	トイレ	洗面	浴室	台所	収納	面積	室数	備考（部屋タイプ、相部屋の定員数等）
	一般居室個室	×	×	×	×	×	13m ²	6	一般居室個室兼介護居室個室
	一般居室相部屋（夫婦・親族）	○	○	○	○	○	25.5m ²	6	一般居室個室兼介護居室個室
	一般居室相部屋（夫婦・親族）	○	○	○	○	○	27.4m ²	8	一般居室個室兼介護居室個室
	一般居室相部屋（夫婦・親族）	○	○	○	○	○	28.9m ²	8	一般居室個室兼介護居室個室
	一般居室相部屋（夫婦・親族）	○	○	○	○	○	42.2m ²	4	一般居室個室兼介護居室個室
	一般居室相部屋（夫婦・親族）	○	○	○	○	○	42.5m ²	8	一般居室個室兼介護居室個室
	一般居室相部屋（夫婦・親族）	○	○	○	○	○	46.8m ²	4	一般居室個室兼介護居室個室
一時介護室	×	×	×	×	×	15.43m ²	1		
共用施設	共用トイレ	6 ヶ所		うち男女別の対応が可能なトイレ			1 ヶ所		
				うち車椅子等の対応が可能なトイレ			6 ヶ所		
	共用浴室	大浴場 2 ヶ所		ヶ所					
	共用浴室における介護浴槽	機械浴 1 ヶ所		ヶ所			その他：		
	食堂	1 ヶ所		面積	190.2 m ²		入居者や家族が利用できる調理設備		あり
	機能訓練室	1 ヶ所		面積	44.2 m ²				
	エレベーター	あり（ストレッチャー対応）					1 ヶ所		
	廊下	中廊下 m		片廊下		1.8 m			
	汚物処理室	ヶ所							
	緊急通報装置	居室	あり	トイレ	あり	浴室	あり	脱衣室 あり	
	通報先	事務所及びハンディナース		通報先から居室までの到着予定時間			1分～3分		
その他									
消防用設備等	消火器	あり	自動火災報知設備	あり	火災通報設備	あり			
	スプリンクラー	あり	なしの場合（改善予定時期）						
	防火管理者	あり	消防計画	あり	避難訓練の年間回数	2 回			

4 サービスの内容

(全体の方針)

運営に関する方針		本事業所が実施する事業は、要支援・要介護の利用者に対して、その心身の特性を踏まえて、症状の緩和や悪化の防止を図り尊厳ある自立した日常生活を営むことができるよう食事、入浴、排泄等の場面で世話や機能訓練等の介護その他の必要な援助を行うものである。また、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。事業に当たっては、行政、協力医療機関、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
サービスの提供内容に関する特色		個人を尊重し、自由で快適な生活が送れるように支援する。
サービスの種類	提供形態	委託業者名等
入浴、排せつ又は食事の介護	自ら実施	
食事の提供	自ら実施	
調理、洗濯、掃除等の家事の供与	自ら実施	
健康管理の支援（供与）	自ら実施	
状況把握・生活相談サービス	自ら実施	
提供内容		状況把握サービス内容：希望があれば日に2回以上、居室訪問又は声掛けを行う。 生活相談サービス内容：日中随時受付しており、相談内容が専門的な場合、専門機関を紹介する。
サ高住の場合、常駐する者		
健康診断の定期検診	自ら実施	メディネット
	提供方法	年2回健康診断の機会を付与
利用者の個別的な選択によるサービス		※別添2（有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表）
虐待防止		①虐待防止に関する責任者は、管理者の板倉由美子です。 ②従業者に対し、虐待防止研修を実施している。 ③入居者及び家族等に苦情解決体制を整備している。 ④職員会議で、定期的に虐待防止のための啓発・周知等を行っている。 ⑤職員から虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに市町村に通報する。
身体的拘束		①身体拘束は原則禁止としており、三原則（切迫性・非代替性・一時性）に照らし、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合、入居者の身体状況に応じて、その方法、期間（最長で1ヵ月）を定め、それらを含む入居者の状況、行う理由を記録する。また、家族等へ説明を行い、同意書を貰う（継続して行う場合は概ね1ヵ月毎行う） ②経過観察及び記録をする。 ③2週間に1回以上、ケース検討会議等を開催し、入居者の状態、身体拘束等の廃止及び改善取組とうについて検討する。 ④1ヵ月に1回以上、身体拘束廃止委員会を開催し、施設全体で身体拘束等の廃止に取り組む。

(介護サービスの内容)

特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画等の作成		<p>①計画作成担当者は、指定特定施設入居者生活介護・指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供開始前に、入居者の意向や心身の状況等のアセスメント等を行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容、サービス提供機関等を記載した特定施設サービス計画・介護予防特定施設サービス計画（以下、「計画」という）を作成する。</p> <p>②計画の作成にあたっては、多様なサービスの提供及び利用に努め、入居者及び家族等に対して、その内容を理解しやすいよう説明し、同意を得たうえで交付するものとする。</p> <p>③計画に基づくサービスの提供の開始から、少なくとも1月に1回は、入居者の条件やサービスの提供状況について、計画作成担当者に報告する。</p> <p>④計画に記載しているサービス提供機関が終了するまでに、少なくとも1回は、計画の実施状況の把握（「モニタリング」という）を行う。</p> <p>⑤計画作成後は実施状況の把握を行い、必要に応じて計画の変更を行う。</p>		
日常生活上の世話	食事の提供及び介助	食事の提供及び介助が必要な入居者に対して介助を行います。また、嚥下困難者の為の刻み食、流動食・病状にあった治療食等の提供を行う		
	入浴の提供及び介助	自ら入浴が困難な入居者に対し、1週間に2回以上、入浴又は清拭を行います。		
	排泄介助	介助が必要な入居者に対して、トイレ誘導、排泄の介助やおむつ交換を行います。		
	更衣介助	介助が必要な入居者に対して、更衣介助を行います。		
	移動・移乗介助	あり	介助が必要な入居者に対して、移動・移乗の介助を行います。	
	服薬介助	あり	介助が必要な入居者に対して、服薬介助を行います。	
機能訓練	日常生活動作を通じた訓練	入居者の能力に応じて、食事、入浴、排泄、更衣などの日常生活動作を通じた訓練を行います。		
	レクリエーションを通じた訓練	入居者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや体操などを通じた訓練を行います。		
	器具等を使用した訓練	あり	機能訓練指導員が専門的知識に基づき、入居者の能力に応じた訓練を行います。	
その他	創作活動など	あり	趣味・趣向に応じた創作活動等の場を提供します。	
	健康管理	常に入居者の健康状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じます。		
施設の利用に当たっての留意事項		入居者に対する制限はない		
その他運営に関する重要事項		入居金：契約月から150ヵ月間		
短期利用特定施設入居者生活介護の提供		あり		
特定施設入居者生活介護の加算の対象となるサービスの体制の有無		個別機能訓練加算	あり	
		夜間看護体制加算	なし	
		医療機関連携加算	なし	
		看取り介護加算	なし	
		認知症専門ケア加算	なし	
		サービス提供体制強化加算	(Ⅲ)	あり
		介護職員処遇改善加算	(Ⅱ)	あり
		入居継続支援加算	なし	
		生活機能向上連携加算	なし	
		若年性認知症入居者受入加算	あり	
		口腔衛生管理体制加算	なし	
		栄養スクリーニング加算	なし	
		退院・退所時連携加算	あり	
人員配置が手厚い介護サービスの実施		(介護・看護職員の配置率) 3 : 1 以上		

(併設している高齢者居宅生活支援事業者)

【併設している高齢者居宅生活支援事業者がない場合は省略】

事業所名称	(ふりがな)
主たる事務所の所在地	
事務者名	(ふりがな)
併設内容	

(連携及び協力している高齢者居宅生活支援事業者)

【連携及び協力している高齢者居宅生活支援事業者の提供を行っていない場合は省略】

事業所名称	(ふりがな)
主たる事務所の所在地	
事務者名	(ふりがな)
連携内容	

(医療連携の内容)※治療費は自己負担

医療支援	救急車の手配、入退院の付き添い、通院介助		
	その他の場合：		
協力医療機関	名称	医療法人旭医道会 ひとねクリニック (6 km)	
	住所	岸和田市土生町4-3-1 リハーブ東岸和田2Fメディカルモール205	
	診療科目	内科・外科・循環器内科・訪問診療	
	協力内容	訪問診療、急変時の対応	急性疾患等によって緊急に診察が必要な場合は往診にて医療行為を行う
		その他の場合：	
	名称		
	住所		
診療科目			
協力内容			
	その他の場合：		
協力歯科医療機関	名称	まさと歯科 (13 km)	
	住所	阪南市自然田821-9	
	協力内容	訪問診療、急変時の対応	医院への送迎又は歯科医が訪問して診療を行う。
		その他の場合：	

（入居後に居室を住み替える場合）【住み替えを行っていない場合は省略】

入居後に居室を住み替える場合		一時介護室へ移る場合		
		その他の場合：		
判断基準の内容		一時的に居室での介護が困難な場合		
手続の内容		特になし		
追加的費用の有無		なし	追加費用	
居室利用権の取扱い				
前払金償却の調整の有無		なし	調整後の内容	
従前の居室との仕様の変更	面積の増減	あり	変更の内容	
	便所の変更	あり	変更の内容	
	浴室の変更	あり	変更の内容	
	洗面所の変更	あり	変更の内容	
	台所の変更	あり	変更の内容	
	その他の変更	あり	変更の内容	ベランダ・窓

（入居に関する要件）

入居対象となる者	自立、要支援、要介護		
留意事項	入居に対する制限はない		
契約の解除の内容	暴力行為に及ぶ等の理由で共同生活を維持できない場合は、契約を解除することがあ		
事業主体から解約を求める場合	解約条項	賃貸借契約書第12条	
	解約予告期間	0カ月	
入居者からの解約予告期間	2ヶ月		
体験入居	あり	内容	空室がある場合のみ1日（宿泊しない）1,000円、1泊2日2,000円、2泊3日3,000円、3泊以上は、1日当たり家賃に0.1を掛けた金額と管理費1日333円。食事代は別途。（電気代、ガス代は30日未満に限り無料）※料金には消費税等を含む。
入居定員	82人		
その他			

5 職員体制

(職種別の職員数)

	職員数 (実人数)			常勤換算人数	兼務している職種名及び人数
	合計	常勤	非常勤		
管理者	1	1		1	
生活相談員	1	1		1	
直接処遇職員	22	10	12	15.26	
介護職員	19	9	10	13	
看護職員	3	1	2	2.26	
機能訓練指導員	1	1	0	1	
計画作成担当者	3	2	1	2.7	(管理者1名)
栄養士					
調理員					
事務員					
その他職員	6		6		
1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数					40 時間

(資格を有している介護職員の人数)

	合計			備考
	常勤	非常勤		
介護福祉士	10	5	5	
介護職員初任者研修修了者	4	1	4	
介護支援専門員	4	2	2	
看護師	4	2	2	
認定特定行為業務従事者： 1号研修	1	1		

(資格を有している機能訓練指導員の人数)

	合計		
	常勤	非常勤	
看護師又は准看護師	1	1	
理学療法士			
作業療法士			
言語聴覚士			
柔道整復士			
あん摩マッサージ指圧師			

(夜勤を行う看護・介護職員等の人数)

夜勤帯の設定時間 (時～ 時)		
	平均人数	最少時人数 (宿直者・休憩者等を除く)
看護職員	人	人
介護職員	2 人	1 人
生活相談員	人	人
	人	人

(特定施設入居者生活介護等の提供体制)

特定施設入居者生活介護の利用者に対する看護・介護職員の割合 (一般型特定施設以外の場合、本欄は省略)	契約上の職員配置比率	3 : 1以上
	実際の配置比率 (記入日時点での利用者数 : 常勤換算職員数)	3 : 1
外部サービス利用型特定施設である有料老人ホームの介護サービス提供体制 (外部サービス利用型特定施設以外の場合、本欄は省略)	ホームの職員数	人
	訪問介護事業所の名称	
	訪問看護事業所の名称	
	通所介護事業所の名称	

(職員の状況)

管理者	他の職務との兼務				あり					
	業務に係る資格等		あり	資格等の名称	介護支援専門員					
	看護職員		介護職員		生活相談員		機能訓練指導員		計画作成担当者	
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
前年度1年間の採用者数			2	2						
前年度1年間の退職者数		1	1	5						
就業した業務に従事した経験年数に 応じた人数	1年未満		3	1						
	1年以上3年未満	1	1	1			1			1
	3年以上5年未満		2	3	0				1	
	5年以上10年未満			1	1					
	10年以上			1	7	1				1
備考										
従業者の健康診断の実施状況		あり								

6 利用料金

(利用料金の支払い方法)

居住の権利形態	終身建物賃貸借方式	
利用料金の支払い方式	月払い方式	
	選択方式の内容 ※該当する方式を全て選択	
年齢に応じた金額設定	なし	
要介護状態に応じた金額設定	なし	
入院等による不在時における利用料金（月払い）の取扱い	あり	
	内容：	
利用料金の改定	条件	公租公課や近隣の賃借料等に変動があるとき
	手続き	甲（泉南生活協同組合） 乙（賃貸人） 協議

(代表的な利用料金のプラン)

		プラン1	プラン2	
入居者の状況	要介護度	設定なし	設定なし	
	年齢	設定なし	設定なし	
居室の状況	部屋タイプ	一般居室個室		
	床面積	46.86㎡	13.0㎡	
	トイレ	あり	あり	
	洗面	あり	あり	
	浴室	あり	あり	
	台所	あり	あり	
	収納	あり	あり	
入居時点で必要な費用	前払金（家賃、介護サービス費等）			
月額費用の合計		247,620円	144,353円	
家賃		168,000円	64,733円	
サービス費用	介護保険外	特定施設入居者生活介護※の費用		
		食費（30日3食）	57,120円	57,120円
		共益費	22,500円	22,500円
		状況把握及び生活相談サービス費		
		光熱水費	自費	自費
		その他（家賃相当額：契約月から150カ月）		
備考	介護保険費用1割、2割又は3割の利用者負担（利用者の所得等に応じて負担割合が変わる。） ※介護予防・地域密着型の場合を含む。詳細は別添3及び4のとおりです。			

(利用料金の算定根拠等)

家賃	有料老人ホームの整備に要した費用、修繕費、管理事務費、地代に相当する額等を基礎として合理的に算定した。	
敷金	家賃の	ヶ月分
	解約時の対応	
入居金	建築費、借入利息等を基礎として、平均余命を勘案した想定居住期間等に係る家賃相当額。(契約月から150ヵ月間)	
食費	57,120円(30日3食利用した場合) ※食事は利用した分だけの請求です。	
管理費	水道費・共同浴室利用料・共用部分の維持管理費に充当(税込金額)	
状況把握及び生活相談サービス費		
光熱水費		
介護保険外費用		
利用者の個別的な選択によるサービス利用料	別添2	
その他のサービス利用料	暮らしの助け合い(介護保険以外のサービス) 平日9:00~17:00 1時間1,257円、時間外・土・日・祝 1時間1,570円	

(特定施設入居者生活介護に関する利用料金の算定根拠)

特定施設入居者生活介護※に対する自己負担	介護保険サービス自己負担額
特定施設入居者生活介護※における人員配置が手厚い場合の介護サービス(上乘せサービス)	
※ 介護予防・地域密着型の場合を含む。	

(前払金の受領) ※前払金を受領していない場合は省略

想定居住期間(償却年月数)	
償却の開始日	
想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額(初期償却額)	
初期償却額	
返還金の算定方法	入居後3月以内の契約終了
	入居後3月を超えた契約終了
前払金の保全先	

7 入居者の状況

(入居者の人数)

年齢別	65歳未満	1人
	65歳以上75歳未満	3人
	75歳以上85歳未満	10人
	85歳以上	32人
要介護度別	自立	8人
	要支援1	8人
	要支援2	6人
	要介護1	4人
	要介護2	5人
	要介護3	3人
	要介護4	6人
	要介護5	6人
入居期間別	6か月未満	4人
	6か月以上1年未満	6人
	1年以上5年未満	17人
	5年以上10年未満	11人
	10年以上	8人
喀痰吸引の必要な人／経管栄養の必要な人		2人 / 2人
入居者数		46人

(入居者の属性)

性別	男性	13人	女性	332人	
男女比率	男性	28%	女性	72%	
入居率	95%	平均年齢	86.7歳	平均介護度	2.16

(前年度における退去者の状況)

退去先別の人数	自宅等	1人
	社会福祉施設	1人
	医療機関	0人
	死亡者	4人
	その他	0人
生前解約の状況	施設側の申し出	1人
		(解約事由の例) 契約違反
	入居者側の申し出	1人
		(解約事由の例) 自宅へ帰宅

8 苦情・事故等に関する体制

(利用者からの苦情・虐待に対する窓口等の状況)

窓口の名称 (設置者)		介護付き住宅みのり貝塚
電話番号 / F A X		072-432-0611 / 072-432-0655
対応している時間	平日	9 : 00 ~ 18 : 00
	土曜	9 : 00 ~ 18 : 00
	日曜・祝日	9 : 00 ~ 18 : 00
定休日		なし
窓口の名称 (所在市町 (保険者))		貝塚市福祉部・高齢介護課
電話番号 / F A X		072-433-7010 / 072-430-4775
対応している時間	平日	8:45 ~ 17 : 15
定休日		土日祝祭日
窓口の名称 (大阪府国民健康保険団体連合会)		大阪府国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口
電話番号 / F A X		06-6949-5418 / 06-6949-5417
対応している時間	平日	9 : 00 ~ 17 : 30
定休日		土日祝祭日
窓口の名称 (有料老人ホーム所官庁)		貝塚市広域事業者指導課
電話番号 / F A X		072-493-6132 / 072-493-6134
対応している時間	平日	9:00 ~ 17 : 30
定休日		土日祝祭日
窓口の名称 (虐待の場合)		貝塚市福祉部・高齢介護課
電話番号 / F A X		072-433-7010 / 072-430-4775
対応している時間	平日	8 : 45 ~ 17 : 15
定休日		土日祝祭日

(サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応)

損害賠償責任保険の加入状況	あり	
	ありの場合 の内容 :	三井住友海上の福祉事業総合賠償責任保険加入

賠償すべき事故が発生したときの対応	あり	
	ありの場合の内容：	最高1億円まで補償
事故対応及びその予防のための指針	あり	

(利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等)

利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況	あり	ありの場合	
		実施日	随時
		結果の開示	あり
			開示の方法
9 第三者による評価の実施状況	なし	ありの場合	
		実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	なし
			開示の方法

入居希望者への事前の情報開示

入居契約書の雛形	入居希望者に公開・入居希望者に交付
管理規程	入居希望者に公開・入居希望者に交付
事業収支計画書	大阪府有料老人ホーム設置運営指導指針の適用外のため公開しない
財務諸表の要旨	入居希望者に公開
財務諸表の原本	公開していない

10 その他

運営懇談会	あり	ありの場合	
		開催頻度	年 4回
		構成員	入居者・家族・施設長・部長・職員
		なしの場合の代替措置の内容	
提携ホームへの移行	なし	ありの場合の提携ホーム名	
個人情報の保護	<ul style="list-style-type: none"> ・入居者の名簿及びサービスの帳簿における個人情報に関する取扱いについては、個人情報の保護に関する法律及び同法に基づく「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのガイダンス」並びに、大阪府個人情報保護条例及び市町村の個人情報の保護に関する定めを遵守する。 ・事業者及び職員は、サービス提供をするうえで知りえた入居者及び家族等の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、サービス提供契約完了後においても、上記の秘密を保持する。 ・事業者は、職員の退職後も上記の秘密を保持する雇用契約とする。 ・事業者は、サービス担当者会議等において入居者及び家族の個人情報を利用する場合は、あらかじめ文書にて入居者及び家族等の同意を得る。 		
緊急時等における対応方法	<ul style="list-style-type: none"> ・事故、災害及び急病、負傷が発生した場合は、入居者の家族等及び関係機関へ迅速に連絡を行い適切に対応する。（緊急連絡体制・事故対応マニュアル等に基づく） 例） ・病気、発熱（37度以上）、事故（骨折・縫合等）が発生した場合、連絡先（入居者が指定した者、家族・後見人）及びどのレベルで連絡するのかわを確認する。 ・連絡が取れない場合の連絡先及び対応についても確認する。 ・関係行政庁へ報告が必要な事故報告は速やかに報告する。 ・賠償すべき問題が発生した場合、速やかに対応する。 		
大阪府福祉のまちづくり条例に定める基準の適合性	適合	不適合の場合の内容	
所管庁有料老人ホーム設置運営指導指針「規模及び構造設備」に合致しない事項	あり		
合致しない事項がある場合の内容			
「7. 既存建築物等の活用の場合等の特例」への適合性	適合している		
	代替措置等の内容		
不適合事項がある場合の入居者への説明			
上記項目以外で合致しない事項	なし		
合致しない事項の内容			
代替措置等の内容			
不適合事項がある場合の入居者への説明			

- 添付書類：別添1（別を実施する介護サービス一覧表）
別添2（個別選択による介護サービス一覧表）
別添3（特定施設入居者生活介護等に関する利用料金表）
別添4（介護報酬額の自己負担基準表）

上記の重要事項の内容、並びに医療サービス等、その他のサービス及びその提供事業者を自由に選択できることについて、事業者から説明を受けました。

（入居者）

住 所

氏 名

（入居者代理人）

住 所

氏 名

上記の重要事項の内容について、入居者、入居者代理人に説明しました。

説明年月日

年

月

日

説明者署名

(別添1)事業主体が大阪府で実施する他の介護サービス

介護保険サービスの種類		事業所の名称	所在地
<居宅サービス>			
訪問介護	あり	オレンジコープ堺東 オレンジコープ泉ヶ丘 オレンジコープ東岸和田 オレンジコープ阪南	堺市堺区北安井町2-6 堺市南区三原台1-2-2 岸和田市土生町4-3-1 阪南市和泉鳥取951-1
訪問入浴介護	なし		
訪問看護	なし		
訪問リハビリテーション	なし		
居宅療養管理指導	なし		
通所介護	なし		
通所リハビリテーション	なし		
短期入所生活介護	なし		
短期入所療養介護	なし		
特定施設入居者生活介護	あり	介護付き住宅みのり堺 介護付き住宅みのり貝塚 介護付き住宅みのり阪南	堺市中区新家町485-1 貝塚市王子1092-2 阪南市和泉鳥取951-1
福祉用具貸与	なし		
特定福祉用具販売	なし		
<地域密着型サービス>			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	なし		
夜間対応型訪問介護	なし		
地域密着型通所介護	なし		
認知症対応型通所介護	なし		
小規模多機能型居宅介護	なし		
認知症対応型共同生活介護	なし		
地域密着型特定施設入居者生活介護	なし		
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	なし		
看護小規模多機能型居宅介護	なし		
居宅介護支援	あり	オレンジコープ堺東 オレンジコープ泉ヶ丘 オレンジコープ東岸和田	堺市堺区北安井町2-6 堺市南区三原台1-2-2 岸和田市土生町4-3-1
<居宅介護予防サービス>			
介護予防訪問入浴介護	なし		
介護予防訪問看護	なし		
介護予防訪問リハビリテーション	なし		
介護予防居宅療養管理指導	なし		
介護予防通所リハビリテーション	なし		
介護予防短期入所生活介護	なし		
介護予防短期入所療養介護	なし		
介護予防特定施設入居者生活介護	あり	介護付き住宅みのり堺 介護付き住宅みのり貝塚 介護付き住宅みのり阪南	堺市中区新家町485-1 貝塚市王子1092-2 阪南市和泉鳥取951-1
介護予防福祉用具貸与	なし		
特定介護予防福祉用具販売	なし		
<地域密着型介護予防サービス>			
介護予防認知症対応型通所介護	なし		
介護予防小規模多機能型居宅介護	なし		
介護予防認知症対応型共同生活介護	なし		
介護予防支援	なし		
<介護保険施設>			
介護老人福祉施設	なし		
介護老人保健施設	なし		
介護療養型医療施設	なし		
<第1号事業>			

訪問介護相当サービス	あり	オレンジコープ堺東 オレンジコープ泉ヶ丘 オレンジコープ東岸和田 オレンジコープ阪南	堺市堺区北安井町2-6 堺市南区三原台一丁2番2号 岸和田市土生町4-3-1 阪南市和泉鳥取951-1	
訪問型サービスA	なし			
通所介護相当サービス	なし			

(別添2)

有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表

		個別の利用料で実施するサービス		備 考
			料金※(税抜)	
介護サービス	食事介助	なし		
	排せつ介助・おむつ交換	なし		
	おむつ代	あり	自費負担	
	入浴(一般浴) 介助・清拭	なし		
	特浴介助	なし		
	身辺介助(移動・着替え等)	なし		
	機能訓練	なし		
	通院介助	なし		
生活サービス	居室清掃	なし		
	リネン交換	なし		
	日常の洗濯	なし		
	居室配膳・下膳	なし		
	入居者の嗜好に応じた特別な食事	あり	自費負担	
	おやつ			
	理美容師による理美容サービス	あり	自費負担	理美容業者価格(カット2,800円から)
	買い物代行	あり	暮らしの助け合い料金	週2回程度
	役所手続代行	あり		介護保険以外
金銭・貯金管理				
健康管理サービス	定期健康診断	あり		年2回実施
	健康相談	なし		
	生活指導・栄養指導			
	服薬支援			
	生活リズムの記録(排便・睡眠等)			
入退院のサービス	移送サービス			
	入退院時の同行			
	入院中の洗濯物交換・買い物	あり	暮らしの助け合い平日9:00~17:00まで1時間1,257円、土日祝時間外1時間1,570円	
	入院中の見舞い訪問			

※1利用者の所得等に応じて負担割合が変わる(1割又は2割の利用者負担)。ケアプランに定められた回数を超える分は介護保険外サービス。

※2「あり」を選択したときは、各種サービスの費用が、月額サービス費用に含まれる場合と、サービス利用の都度払いによる場合に応じて、1回当たりの金額など単位を明確にして入力する。

(別添3)介護保険自己負担額(自動計算)

当施設の地域区分単価

6級地	10.27円
-----	--------

利用者負担額は、1割を表示しています。但し、法令で定める額以上の所得のある方は、2割又は3割負担となります。

基本費用		1日あたり (円)		30日あたり (円)		備考	
要介護度	単位数	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額		
要支援1	182	1,869	187	56,074	5,608		
要支援2	311	3,193	320	95,819	9,582		
要介護1	538	5,525	553	165,757	16,576		
要介護2	604	6,203	621	186,092	18,610		
要介護3	674	6,921	693	207,659	20,766		
要介護4	738	7,579	758	227,377	22,738		
要介護5	807	8,287	829	248,636	24,864		
			1日あたり (円)		30日あたり (円)		
加算費用	算定の有無等	単位数	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	算定回数等
個別機能訓練加算	あり	12	123	13	3,697	370	
夜間看護体制加算	なし						
医療機関連携加算	なし						
看取り介護加算	なし						
認知症専門ケア加算	なし						
サービス提供体制強化加算	(Ⅲ)	6	61	7	1,848	185	
介護職員処遇改善加算	(Ⅱ)	(介護予防) 特定施設入居者生活介護+加算単位数) × 6.0%					
入居継続支援加算	なし						
生活機能向上連携加算	なし						
若年性認知症入居者受入加算	あり	120	1,232	124	36,972	3,698	
口腔衛生管理体制加算	なし						
栄養スクリーニング加算	なし						
退院・退所時連携加算	あり	30	308	31	9,243	925	

(短期利用特定施設入居者生活介護の概要：以下の要件全てに該当すること) 【要支援は除く】

- ・指定特定施設入居者生活介護の事業を行う者が、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援の事業又は介護保険施設若しくは指定介護療養型医療施設の運営について3年以上の経験を有すること。
- ・指定特定施設の入居定員の範囲内で、空いている居室等(定員が1人であるものに限る。)を利用するものであること。ただし、短期利用特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者(利用者)の数は、1又は当該指定特定施設の入居定員の100分の10以下であること。
- ・利用の開始に当たって、あらかじめ30日以内の利用期間を定めること。
- ・家賃、敷金、介護等その他の日常生活上必要な便宜の供与の対価として受領する費用を除き、権利金その他の金品を受領しないこと。
- ・介護保険法等に基づく勧告、命令、指示を受けたことがある場合にあっては、当該勧告等を受けた日から起算して5年以上の期間が経過していること。

(加算の概要)

- ・個別機能訓練加算【短期利用(地域密着含む)は除く】
 - ・機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置していること。
(理学療法士等…理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師)
 - ※はり師・きゅう師については理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有するものに限る。
 - ・機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種のものが共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っていること。

- ・夜間看護体制加算【要支援は除く】
 - ・常勤看護師を1名以上配置し、看護に係る責任者を定めている場合。
 - ・看護職員により、又は病院若しくは診療所若しくは訪問看護ステーションとの連携により、利用者に対して、24時間連絡できる体制を確保し、かつ、必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保していること。
 - ・重度化した場合における対応に係る指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。
- ・医療機関連携加算【短期利用（地域密着含む）は除く】
 - ・看護職員が、利用者ごとに健康の状況を継続的に記録していること。
 - ・利用者の同意を得て、協力医療機関又は当該利用者の主治医の医師に対して、利用者の健康状況について月1回以上情報を提供したこと。
- ・看取り介護加算【要支援と短期利用（地域密着含む）は除く】指針は入居の際に説明し、同意を得る。医師が一般に認められている医学的知見に基づいき回復の見込みがないと診断した利用者について、その旨を本人又はその家族等に対して説明し、その後の療養及び介護に関する方針についての合意を得た場合において、利用者等とともに、医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員等が共同して、随時、利用者等に対して十分な説明を行い、療養及び介護に関する合意を得ながら、利用者がその人らしく生き、その人らしい最後が迎えられるよう支援していること。
- ・認知症専門ケア加算（Ⅰ）【短期利用（地域密着含む）は除く】
 - ・利用者の総数のうち、日常生活自立度ランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する方が50%以上であること。
 - ・「認知症介護実践リーダー研修」を終了している者を、対象者の数が20人未満の場合は1名以上、20人以上の場合は対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1名を加えた数以上配置し、チームとして認知症ケアを実施していること。
 - ・事業所従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催していること。
- ・認知症専門ケア加算（Ⅱ）【短期利用（地域密着含む）は除く】
 - ・認知症専門ケア加算（Ⅰ）での内容をいずれも満たすこと。
 - ・「認知症介護指導者研修」を終了している者を1名以上配置し、施設全体の認知症ケアの指導等を実施していること。
 - ・介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、実施をしていること。
- ・サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ

前年度(3月を除く)における介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上であること。
- ・サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ

前年度(3月を除く)における介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上であること。

- ・ サービス提供体制強化加算（Ⅱ）
 前年度(3月を除く)における看護・介護職員のうち、常勤職員の占める割合が75%以上であること。
- ・ サービス提供体制強化加算（Ⅲ）
 前年度(3月を除く)における利用者に直接サービス提供を行う職員の総数（生活相談員・介護職員・看護職員・機能訓練指導員）のうち、勤続年数3年以上の者の占める割合が30%以上。
- ・ 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅴ）
 別に厚生労働大臣が定める基準に対して適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、所管庁に届け出ている場合。
- ・ 入居継続支援加算
 - ・ 社会福祉士及び介護福祉法施行規則第1条各号に掲げる行為を必要とする者の占める割合が利用者の100分の15以上であること。
 - ・ 介護福祉士の数が、常勤換算方法で、利用者の数が6又はその端数を増すごとに1以上であること
 - ・ 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成12年厚生省告示第27号）第5号に規定する基準に該当していないこと。
- ・ 生活機能向上連携加算
 別に厚生労働大臣が定める基準に対して適合しているものとして所管庁に届け出た指定特定施設において、利用者に対して機能訓練を行った場合。ただし、個別機能訓練加算を算定している場合は、1月につき100単位を所定単位数に加算する。
- ・ 若年性認知症入居者受入加算
 別に厚生労働大臣が定める基準に対して適合しているものとして所管庁に届け出た指定特定施設において、若年性認知症入居者（介護保険法施行令第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要介護者となった入居者をいう。）に対して指定特定施設入居者生活介護を行った場合
- ・ 口腔衛生管理体制加算
 別に厚生労働大臣が定める基準に対して適合する指定特定施設において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対す口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合
- ・ 栄養スクリーニング加算
 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定特定施設の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の利用状態に関する情報（当該利用者が低栄養状態の場合にあつては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供した場合。ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に栄養スクリーニング加算を算定している場合は算定しない。
- ・ 退院・退所時連携加算
 病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院から指定特定施設に入居した場合は、入居した日から起算して30日以内の期間については、退院・退所時連携加算として、1日につき所定単位するを加算する。30日を超える病院若しくは診療所への入院又は介護老人保健施設若しくは介護医療院への入所後に該当指定特定施設に再び入居した場合も、同様とする。

(別添4) 介護保険自己負担額(参考:加算項目別報酬金額:6級地(地域加算2.7%))

① 介護報酬額の自己負担基準表

単位 円

	単位	介護報酬額/月	自己負担分/月 (1割負担の場合)	自己負担分/月 (2割負担の場合)	自己負担分/月 (3割負担の場合)
要支援1	182単位/日	56,074	5,608	11,215	16,730
要支援2	311単位/日	95,819	9,582	19,164	28,654
要介護1	538単位/日	165,757	16,576	33,152	49,543
要介護2	604単位/日	186,092	18,610	37,219	56,643
要介護3	674単位/日	207,659	20,766	41,532	62,021
要介護4	738単位/日	227,377	22,738	45,476	67,936
要介護5	807単位/日	248,636	24,864	49,728	74,314
個別機能訓練加算	12単位/日	3,697	370	740	1,110
夜間看護体制加算					
医療機関連携加算					
看取り介護加算 (死亡日以前4日以上30日以下)					
看取り介護加算 (死亡日以前2日又は3日)					
看取り介護加算 (死亡日)					
看取り介護加算 (看取り介護一人当たり)					
認知症専門ケア加算(Ⅰ)					
認知症専門ケア加算(Ⅱ)					
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ					
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ					
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)					
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6単位/日	1,848円	185円	370円	370円
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅴ)	—	—	—	—	—
入居継続支援加算					
生活機能向上連携加算					
若年性認知症入居受入加算	120単位/日	36,972円	3,698円	7,395円	7,395円
口腔衛生管理体制加算					
栄養スクリーニング加算					
退院・退所時連携加算	30単位/日	9,243円	925円	1,849円	1,849円

・1ヶ月は30日で計算しています。

② 要支援・要介護別介護報酬と自己負担

介護報酬	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
		64,659円	106,797円	180,279円	201,507円	224,040円	244,939円	267,143円
自己負担	(1割の場合)	6,466円	10,680円	18,028円	20,151円	22,404円	24,494円	26,715円
	(2割の場合)	12,932円	21,360円	36,056円	40,302円	44,808円	48,988円	53,429円
	(3割の場合)	19,398円	32,040円	54,084円	60,453円	67,212円	73,482円	80,143円

・本表は、個別機能訓練加算、サービス提供体制加算(Ⅲ)、介護職員処遇改善加算(Ⅱ)を算定の場合の例です。